

## 飼料・肥料等に係る価格高騰対策を求める意見書

諸外国の食料需給状況や為替相場等の影響により、飼料・肥料の価格高騰が続いており、先行きが不透明な状況となっている。

特に配合飼料については、価格が高止まりしており、畜産・酪農経営が圧迫されている。令和5年度から配合飼料価格安定制度に新たな特例が創設されたが、同特例の発動は連続3四半期までとしている一方で、配合飼料価格の見通しは依然として不透明であり、生産者の不安は解消されていない。

また、農業生産に欠かすことができない肥料等の価格についても、依然として高い水準にあり、農産物の生産コストの増加により、多くの農業者の経営が悪化していることに加え、賃金の引上げにより人件費も上昇しており、生産資材費高騰と人件費上昇の二重苦となっている。

このような状況が継続すれば生産者が壊滅的な打撃を受けることは必至であり、そうなれば国産農畜産物の安定供給体制が崩壊し、我が国の食料安全保障が大きく後退することにもなりかねない。

よって、国においては、生産現場が置かれている厳しい状況を理解し、持続可能な農畜産業の維持・発展のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 配合飼料価格安定制度を安定的に運用するため、異常補填基金及び通常補填基金が枯渇しないよう、十分な財源を確保すること。また、離農・廃業を回避できるよう、生産現場における飼料費負担の実態を踏まえ、必要に応じて生産者の負担を軽減するための対策を柔軟に措置すること。
- 2 公的セーフティネット制度を有さない粗飼料の安定供給のためには、国産粗飼料の利用を促進する必要があることから、国産粗飼料の供給拡大等に取り組む生産者に対する支援をさらに充実させること。
- 3 肥料価格高騰対策事業については、価格高騰が収束するまで、生産者への直接的な補填措置を継続して実施すること。また、より多くの生産者が当事業を活用できるよう、化学肥料の使用量の低減を条件としない等の要件緩和を図ること。
- 4 肥料価格高騰に対するセーフティネットの創設など、恒久的な対策を講じること。また、肥料原料の安定供給及び国産化に向けた取組への支援を継続して実施すること。
- 5 農畜産物の生産者が、利潤を適正に確保するため、流通過程において、生産コストを農畜産物の価格に適切に反映させることについて、国民の理解と協力が得られるよう広報活動を幅広く展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
財務大臣  
農林水産大臣

福島県議会議長 西山尚利